

指定通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長野県指定 第72401108号)

当事業所はご利用者に対して、指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 まんてん
- (2) 事業者名 特定非営利活動法人 まんてん
- (3) 法人所在地 上伊那中川村片桐 7776-3
- (4) 電話番号 0265-88-2427
- (5) 開設年月日 平成 15 年 8 月 14 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定通所介護事業所
- (2) 事業所の目的
要介護又は要支援の状態にある高齢者に対し、生活相談員その他の職員が居宅介護 支援事業者の居宅介護サービス計画に基づき、機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行い、利用者の尊厳を守り福祉の向上を図る。
- (3) 事業所名 介護ステーション まんてん
- (4) 事業所の所在地 上伊那郡飯島町飯島 755-1
- (5) 電話番号 0265-86-8660
- (6) 管理者氏名 中川 智博
- (7) 当事業所の運営方針
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (8) 開設年月日 平成 22 年 4 月 16 日
- (9) 利用定員 20 名

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域
飯島町・中川村（近隣市町村の受け入れ可能）
- (2) 営業日及び営業時間
 - 営業日 月曜日～日曜日（365日営業）
 - 営業時間 通常時間 8：30 から 17：30 介護保険外含む 24 時間対応型※ お客様のご希望により利用時間の相談を行います。ナイトケア及び延長サービスをお受けします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

管理者 1 名 生活相談員 3 名 看護職員 2 名 介護職員 4 名 理学療法士 2 名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供させていただくサービスには、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 - (2) 利用料金の全額をご契約者（利用者）にご負担いただく場合
- の二つがあります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容・実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた通所介護計画に定められます。

①送迎（別途支払いはない）

車椅子移送車、乗用車等の送迎用自動車で、ご利用者の心身の状態に合った送迎方法で、安全を第一に送迎を行います。また、送迎時に介助者が必要な場合には職員を配置します。

又、可能な限りご契約者（利用者）及びご家族の方のご希望される時間に送迎できるよう配慮いたします。

② 健康状態の確認

来所され、最初に血圧測定や簡単な問診・検温等を行い、ご利用者の健康状態に応じたサービスの提供に努めます。又、健康に関する相談にも看護職員が応じます。

③食事

季節や暦・行事などに合った、嗜好をこらした食事の提供を行います。

ご利用者の心身の状態に応じ、「刻み食」や「ミキサー食」等を、又食事制限のある方については、その方に応じた食事の提供を行います。

④入浴

ご利用者の心身の状態に応じ、一般入浴での入浴の介助を行います。

又、入浴できないご利用者には必要に応じて清拭を行います。

⑤排泄

ご利用者の排泄の介助をいたします。排泄の感覚のある方には、できる限りトイレで用が足せるよう排泄の自立援助を行います。

又、おむつ等をされている方については、ご利用者個々の状況に応じて適宜交換を行います。

⑥ 整容等

髭剃り、爪切り、口腔衛生（入歯洗い）、洗面などを行います。

⑦ 機能訓練・レクリエーション等

日常生活を送るのに必要な機能のトレーニングを場合により実施致します。

創作活動として、ちぎり絵や各種行事等を行います。

その他、保育園や小・中学校との交流会等を行います。

⑧ マニュアルの作成

緊急時をはじめ、業務全般についてマニュアルを作成し、常にサービスの質が一定になるよう心がけていきます。

<サービス利用料金（1回当り）>（第7条参照）

基本単位（介護保険給付対象） サービス提供時間（所要時間）は基本7時間以上8時間未満となります。

送迎を行わない場合は、下記の単位数より、片道につき47単位を減算します。

(例) 7時間以上 8時間未満	1日当たりの利用 単価（一割負担）	1日当たりの利用 単価（二割負担）	1日当たりの利用 単価（三割負担）
介護度1	658円	1,316円	1,974円
介護度2	777円	1,554円	2,331円
介護度3	900円	1,800円	2,700円
介護度4	1,023円	2,046円	3,069円
介護度5	1,148円	2,296円	3,444円

加算単位（1割負担の場合）

加算内容	算定項目	単位加算
入浴加算	入浴介助を行った場合・計画書の作成	55/日
通所介護処遇改善加算I		所定単位数×92/1000
個別機能訓練加算I2	機能訓練を行った場合	76/回
サービス体制加算I	介護職員数のうち70%以上が介護福祉士	22/回
科学的介護推進体制加算		40/月
科学的介護推進個別機能訓練加算II	ライフ連結管理	20/月

※ 利用時間「2時間以上3時間未満」に該当されるご利用者は、次のいずれかに当てはまる場合に限られます。

○ 心身の状況から、長時間のサービス利用が困難であること。

○ 病後等で、短時間の利用から始めて長時利用に結びつけていく必要があるとき。

○ その他利用者側のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難なとき。

※ ご利用者が、来所後に体調を悪くされたり、ご都合等により居宅サービス計画（ケアプラン）に基づく利用時間区分より早く帰られた場合は、上記の利用時間区分の料金表に当てはめた利用料金に変更させていただきます。

※ 「加算額」の欄に記載されている金額は、ご契約者等の希望されるサービスに応じて、通常

の利用料金に加算されます。

※ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、ご契約者（利用者）が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせてご契約者（利用者）の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とはならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者（利用者）の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者（利用者）の負担となります。

※ 利用料金の摘要方法及び加算額の説明については、上記（1）の、介護保険の給付の対象となるサービスの説明をご参照ください。

※ 所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合は、当核指定通所介護の所要時間と当核指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間と通算して9時間以上10時間未満の場合は50単位、10時間以上場合は100単位を所定単位数に加算する。

② 食事の材料の提供（食材料費）

ご利用者に提供する食事及びおやつに係る材料費の実費として、1回800円負担いただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用のうち、ご契約者（利用者）に負担いただくことが適当である物に係る費用をご負担いただきます。衛生管理を維持するために、1日60円ご負担いただきます。

（ 契約書別表 ）

④ 通常の事業実施地域外への送迎（交通費）

飯島町・中川村以外の市町村にお住まいの方で、当事業所のサービスをご利用され、かつ送迎を希望されるご契約者（利用者）については、自動車の走行距離1km当り40円の交通費をご負担いただきます。

⑤ 延長サービスの提供（時間外料金）

当事業所では、月曜日から日曜日（365日対応）の毎日、ご契約者（利用者）のご希望により、通常のサービス提供時間帯を越えてサービスの延長を受けることができます。

○ 利用時間 午前7時30分から午前8時30分、午後5時から午後7時

○ 利用料金 1時間 1,000円（30分500円単位で精算）

〔15分未満切り捨て、15分以上切り上げ〕

○ 送迎方法 上記利用時間内の送迎は、原則（相談応じる）ご家族等での送迎となります。

⑥ 通所介護時における洗濯

通所介護時において、ご利用者が汚物により衣類が汚れた場合には、洗濯に係る費用をご負担いただきます。（1回200円）

※ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事情がある場合において、上記②④⑤⑥の料金について変更することがあります。その場合に変更を行う2ヶ月前までに、変更する内容及び事由について、ご契約者（利用者）に説明いたします。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条又は第7条参照）

前記(1)(2)の利用料金は1ヶ月ごと計算し、翌月の10日までにご契約者（利用者）にご請求します。支払は、毎月20日頃までに（銀行振込、現金集金、口座振替）の方法で、お支払いいただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条又は第8条参照)

○ 利用予定日の前に、ご契約者 (利用者) の都合により通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○ サービス利用変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況等により、ご契約者 (利用者) の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者 (利用者) に提示して協議します。

(5) 取扱料 (契約書第7条又は第8条第2項参照)

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記の料金をいただきます。

○ ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡をいただいた場合 …………… 無 料

○ ご利用日の当日午前9時までにご連絡をいただいた場合
……………食材料費 (800 円)

○ ご利用日の当日午前9時までにご連絡がなかった場合
……………食材料費 (800 円)

(6) サービスの実施不能 (契約書第14条又は第15条参照)

地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなる場合。送迎時間の遅延。

※ 天候・道路状況によりお知らせした送迎時間に差が生ずる場合があります。

大幅な差が生じた場合はサービス提供時間を変更します。

6. 第三者評価の受審状況

第三者評価の実施はありません

7. 業務継続計画

事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的な災害時対応マニュアル及び、業務継続計画の策定をしております。

8. 苦情の受付について (契約書第21条参照)

(1) 苦情の受け付け

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

① 事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所が提供する通所介護サービスに関するご相談・苦情を承ります。

電 話 0265-86-8660

担当者 責任者 中川 智博

受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

(ただし、12月29日～1月3日を除く。)

②その他

当事業所以外に、市町村等の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

市町村名 飯島町役場 福祉担当係 電話 0265-86-3111

中川村役場 福祉担当係 電話 0265-88-3001

長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 026-238-1580

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

(ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

指定通所介護サービスの提供開始にあたり、契約者（利用者）に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な説明をしました。

【事業者】

所在地	上伊那郡飯島町飯島755-1		
名称	特定非営利活動法人 介護ステーション 管理者	まんてん まんてん 中川 智博	
説明者	職名	氏名	印

私は契約書及び本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供に同意しました。

【利用者】

住所

氏名

【契約者】

住所

氏名

印

【(代理人)】

住所

氏名

印